

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	国民健康保険資格管理及び国民健康保険給付等事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

飯塚市は、国民健康保険関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

福岡県飯塚市長

公表日

令和5年9月11日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険資格管理及び国民健康保険給付等事務
②事務の内容	<p>国民健康保険法に基づき、被保険者の資格の喪失・変更等の管理、被保険者証・限度額適用認定証等の発行、レセプトのチェック、療養費等の給付業務を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①被保険者等の資格に関する届出受付・管理等 ②医療給付に関する届出受付・管理・所得区分等の確認・支払 ③オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等（以下「オンライン資格確認の準備業務」という。）</p> <p>番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。</p>
③対象人数	<p>[1万人以上10万人未満]</p> <p><選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満</p>
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	国民健康保険
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・資格取得/喪失 社会保険離脱/加入などの異動発生時に国保資格の取得/喪失処理を行う。 ・世帯変更 世帯合併、世帯分離などの異動発生時に変更処理を行う。 ・資格変更 資格区分の変更、資格情報の修正などの処理を行う。 ・保険証関連 被保険者証、滞納短期証、資格証明書などの出力/回収処理を行う。 ・照会 国保世帯の構成員情報、世帯主履歴、異動履歴、証交付履歴などの画面照会を行う。
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[○] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	国民健康保険税
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・賦課処理 賦課計算、納税通知書出力、減免情報の入力、徴収方法変更などの処理を行う。 ・賦課照会 国保世帯の賦課額及び賦課根拠、期別賦課額などの賦課情報の照会を行う。
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[○] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>

システム5									
①システムの名称	国保総合システムおよび国保情報集約システム								
②システムの機能	<p>1. 資格継続業務(1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信市区町村の国保総合PCのファイル転送機能(※)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する。(2)被保険情報の受信(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市区町村被保険ID連携ファイル)都道府県内の市区町村間を転居した場合、転出市区町村と転入市区町村の適用終了日(転出)と適用開始日(転入)の重複・空白期間をチェックする。また、資格取得年月日や資格喪失年月日の引き継ぎを行い、該当市区町村の国保総合PCへ被保険者資格データを送信する。</p> <p>2. 高額該当回数引き継ぎ業務(1)継続候補世帯の抽出(継続候補世帯リスト)市区町村の国保総合PCのオンライン処理機能を用いて、世帯継続性の容認に関するデータを転入地市区町村から国保連合会へ送信する。(2)継続世帯の確定(継続世帯確定リスト)転入地市区町村が世帯継続性を認めた場合には、転出地市区町村から転入地市区町村へ高額該当情報を引き継ぐためのデータ(転出地市区町村高額該当情報データ)を作成し、転入地市区町村の国保総合PCへ該当データを配信する。</p> <p>3. オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供 (1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信市区町村の国保総合PCのファイル転送機能(*)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する。(2)医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の送信オンライン資格確認システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者異動情報に関するデータを医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者異動情報を送信する。</p> <p>※ファイル転送機能とは、市区町村の国保総合PCのwebブラウザを用いて、各種ファイルを国保連合会の国保総合(国保集約)システムへ送信する機能と、国保連合会の国保総合(国保集約)システムサーバー内に格納されてる圧縮ファイルや帳票などを、市区町村の国保総合PCに配信する機能のことをいう。</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td>[] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[] 宛名システム等</td> <td>[] 税務システム</td> </tr> <tr> <td>[] その他 (</td> <td>)</td> </tr> </table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム	[] 宛名システム等	[] 税務システム	[] その他 ()
[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム								
[] 宛名システム等	[] 税務システム								
[] その他 ()								

システム6～10									
システム6									
①システムの名称	市町村事務処理標準システム								
②システムの機能	<p><照会> 世帯・個人の得喪状況、証発行状況、調定情報、算出根拠、更正履歴、特徴処理状況などの照会を行う。</p> <p><異動> 加入・離脱・世帯変更などの各資格異動処理を行う。</p> <p><証発行> 被保険者証、限度額証、減額認定証などの各証の発行および、発行・交付履歴の管理を行う。</p> <p><申請受付> 各減免申請受付及び減免通知管理、限度額減額認定申請・基準収入額適用申請・特定疾病認定申請の受付、特定同一世帯所属者(旧国保被保険者)・旧被扶養者・非自発的失業者の登録、高額療養費・療養費・出産一時金・葬祭費などの申請を行う。</p> <p><賦課資料入力> 所得・資産などの賦課根拠の情報、口座登録申請者情報、介護2号適用除外情報、被扶養者情報および年少被保険者人数情報の入力を行う。</p> <p><賦課計算> 本算定の当初賦課計算、月次に行う一括更正、個別更正処理、試算シミュレーションを行う。</p> <p><各種帳票出力> 賦課台帳、納税通知書、簡易申告書、所得照会書、賦課のための各種調査用一覧表、調定表などの各種帳票に加え、事業月報や短期保険証交付状況集計表など都道府県に報告する資料を出力する。</p> <p><宛名> 住登者・住登外者の宛名情報の参照、送付先や口座情報の管理を行う。</p> <p><庁内連携機能> 自庁内の他業務・システムと各種照会情報の連携を行う。</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td>[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[<input type="radio"/>] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[<input type="radio"/>] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[<input type="radio"/>] 宛名システム等</td> <td>[<input type="radio"/>] 税務システム</td> </tr> <tr> <td>[<input type="checkbox"/>] その他 (</td> <td>)</td> </tr> </table>	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム	[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム	[<input type="radio"/>] 既存住民基本台帳システム	[<input type="radio"/>] 宛名システム等	[<input type="radio"/>] 税務システム	[<input type="checkbox"/>] その他 ()
[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム								
[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム	[<input type="radio"/>] 既存住民基本台帳システム								
[<input type="radio"/>] 宛名システム等	[<input type="radio"/>] 税務システム								
[<input type="checkbox"/>] その他 ()								

システム7									
①システムの名称	医療保険者等向け中間サーバー等								
②システムの機能	<p>「医療保険者等向け中間サーバー等」は、医療保険者等全体または医療保険制度横断で資格管理等を行う際に必要となるシステムであり、(1)資格履歴管理事務に係る機能、(2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能、(3)地方公共団体情報システム機構に対して住民基本台帳ネットワークシステムを通じて機構保存本人確認情報の提供を求める機能(以下「本人確認事務に係る機能」という。)を有する。医療保険者等向け中間サーバー等は、取りまとめ機関が運営する。なお、市区町村国保に関しては、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能については、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を利用するため、「医療保険者等向け中間サーバー等」では、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能は行わない。</p> <p>1 資格履歴管理事務に係る機能 (1)資格履歴管理(評価対象) 医療保険者等が、加入者等の基本4情報(又はその一部)、資格情報及び各種証情報(個人番号含む。)を委託区画に登録する。 運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する(※1)。 (2)オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供(個人番号を用いないため評価対象外) 個人番号を除いた資格履歴ファイルをオンライン資格確認等システムに提供する。 ※1 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。 2 情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能 (1)機関別符号取得(※2)(評価対象外) 医療保険者等からの符号取得要求を受領後、システムの自動処理により、符号取得要求ファイルを生成し、情報提供サーバーに転送する。 支払基金職員が情報提供サーバーアプリケーションを操作することで、情報提供ネットワークシステムから機関別符号を取得し、機関別符号ファイルに格納する。 (2)情報照会 及び (3)情報提供(副本情報)(実施しないため評価対象外) 市区町村国保による情報提供(副本情報)は、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバー等では行わない。 (4)情報提供(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供) (※2)(評価対象外) マイナポータルからの自己情報開示の求めを受け付け、システムの自動処理により、運用支援環境において被保険者等を特定し、資格履歴ファイルからオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報(個人番号は含まない。)を提供する。 ※2 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。 3 本人確認事務に係る機能 (1)個人番号取得 及び (2)基本4情報取得(実施しないため評価対象外) 市区町村国保による情報提供(副本情報)は、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバー等では行わない。</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td>[] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[] 宛名システム等</td> <td>[] 税務システム</td> </tr> <tr> <td>[] その他 ()</td> <td></td> </tr> </table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム	[] 宛名システム等	[] 税務システム	[] その他 ()	
[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム								
[] 宛名システム等	[] 税務システム								
[] その他 ()									
システム11～15									
システム16～20									

3. 特定個人情報ファイル名	
(1)国民健康保険情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の第30の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号。)第24条 3. <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	1. 番号法第19条第8号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】(「医療保険給付関係情報」) 第1,2,3,4,5,17,26,27,30,33,39,42,43,58,62,80,87,93,106の項 【別表第二における情報照会の根拠】 第42,43の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供の根拠】 第1条,第2条,第3条,第4条,第5条,第19条,第25条,第33条,第43条,第44条,第46条 【情報照会の根拠】 第25条 3. <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民環境部 医療保険課
②所属長の役職名	医療保険課長
7. 他の評価実施機関	
なし	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む
その必要性	国民健康保険資格管理及び国民健康保険給付等業務における事務処理に利用する。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号、その他識別情報(宛名番号): 本人確認を正確に行うために必要 ・4情報: 保険料賦課を正確に行うために必要 ・連絡先(電話番号等): 各種申請内容の確認を行うために必要 ・地方税関係情報: 保険料算や限度額認定に必要 ・医療保険関係情報、障害者福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報: 保険給付を正確に行うために必要 ・生活保護・社会福祉関係情報: 被保険者の資格確認を行うために必要 ・雇用・労働関係情報: 非自発的失業者の保険税軽減判定に必要 ・年金関係情報: 保険税の徴収方法を決定するために必要
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	市民環境部 医療保険課

3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民課、税務課、社会・障がい者福祉課、介護保険課、生活支援課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (厚生労働省、年金保険者) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (市区町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 (福岡県後期高齢者医療広域連合、福岡県国保連合会、各保険者)						
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [<input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [<input type="checkbox"/> 専用線 [<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (庁内LAN)						
③使用目的 ※	国民健康保険被保険者の資格管理・賦課・保険給付業務の適切な実施のため。						
④使用の主体	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="327 723 467 790">使用部署</td> <td colspan="2" data-bbox="467 723 1527 790">市民環境部医療保険課、各支所市民窓口課</td> </tr> <tr> <td data-bbox="327 790 467 891">使用者数</td> <td data-bbox="467 790 1197 891"> <input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 </td> <td data-bbox="1197 790 1527 891"> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 </td> </tr> </table>	使用部署	市民環境部医療保険課、各支所市民窓口課		使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
使用部署	市民環境部医療保険課、各支所市民窓口課						
使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上					
⑤使用方法	<p>国民健康保険資格管理及び国民健康保険給付等業務に関する以下の事務において使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格異動の申請受付、審査、応答 ・資格情報の照会 ・保険給付の計算、申請受付、審査 						
⑥使用開始日	平成28年1月1日						
情報の突合	<p>届出記載事項と住基情報とを突合させて届出記載事項の確認を行い、各処理を行う。 住民税情報と国民健康保険情報とを突合させて各処理を行う。 住基情報と住民税情報とを突合して、自己負担区分を判定する。 住基情報と届出記載事項とを突合して、世帯主、相続人の確認をする。 介護保険給付関係情報と医療給付関係情報とを突合して自己負担額の算定を行う。 国保喪失情報と医療給付関係情報とを突合して確認する。</p>						

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件	
委託事項1	国民健康保険・国民健康保険税・市町村事務処理標準システム運用保守委託	
①委託内容	国民健康保険・国民健康保険税・市町村事務処理標準システムの運用保守	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	行政システム九州株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項2	飯塚市医療保険課医療給付係窓口業務委託	
①委託内容	国民健康保険資格等に関する業務	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社福岡ソフトウェアセンター	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [○] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] [] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[] [] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	
6. 特定個人情報の保管・消去	

保管場所 ※	<p><飯塚市における措置> 特定個人情報の保管はサーバー室で行い、入退室管理簿及び申請書にて入退室管理を行っている。また、サーバーへのログインはID及びパスワードによる認証が必要で、ログインできるメンバーは限定されている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

1.自治体コード、2.対象年度、3.保険証番号、4.世帯主住民番号、5.旧自治体コード、6.国保履歴番号、7.初期登録業務日時、8.更新業務日時、9.更新システム日時、10.更新コンピュータ名、11.更新ユーザID、12.国保有効フラグ、13.決裁状態、14.文字列型予備項目1、15.世帯主宛名番号、16.通知書番号、17.仮徴収通知書番号、18.本徴収通知書番号、19.医療_所得割算定基礎額、20.医療_所得割額、21.医療_資産割算定基礎額、22.医療_資産割額、23.医療_均等割人数、24.医療_均等割額、25.医療_平等割額、26.医療_算出額、27.医療_軽減均等割額、28.医療_軽減平等割額、29.医療_条例減免額、30.医療_減免額、31.医療_算定額、32.医療_限度超過額、33.医療_年間保険税額、34.医療_退職所得割算定基礎額、35.医療_退職所得割額、36.医療_退職資産割算定基礎額、37.医療_退職資産割額、38.医療_退職均等割人数、39.医療_退職均等割額、40.医療_退職平等割額、41.医療_退職算出額、42.医療_退職軽減均等割額、43.医療_退職軽減平等割額、44.医療_条例減免額退職、45.医療_退職減免額、46.医療_退職算定額、47.医療_退職限度超過額、48.医療_退職年間保険税額、49.医療_合計分増減調整額、50.医療_一般分増減調整額、51.医療_退職者分増減調整額、52.世帯区分、53.世帯区分コード短名称、54.国保退職区分コード、55.国保退職区分コード短名称、56.未申告該当非該当フラグ、57.軽減区分、58.単身世帯軽減区分、59.単身世帯軽減区分コード短名称、60.軽減決定合計所得額、61.医療_合計決定保険税額、62.医療_退職者分決定保険税額、63.医療_退職者分決定保険税額、64.医療_失業者該当非該当フラグ、65.医療_失業者軽減区分、66.医療_失業者所得割算定基礎額、67.医療_失業者所得割額、68.医療_失業者算出額、69.医療_失業者算定額、70.医療_失業者限度超過額、71.医療_失業者切り捨て端数額、72.医療_失業者年間保険税、73.医療_失業者退職所得割算定基礎額、74.医療_失業者退職所得割額、75.医療_失業者退職算出額、76.医療_失業者退職算定額、77.医療_失業者退職限度超過額、78.医療_失業者退職切り捨て端数額、79.医療_失業者退職年間保険税、80.医療_失業者合計分増減調整額、81.医療_失業者一般分増減調整額、82.医療_失業者退職者分増減調整額、83.医療_失業者合計決定保険税額、84.医療_失業者一般分決定保険税額、85.医療_失業者退職者分決定保険税額、86.医療_子ども軽減均等割人数、87.医療_子ども軽減均等割額、88.医療_退職子ども軽減均等割人数、89.医療_退職子ども軽減均等割額、90.仮徴収_年金名称、91.仮徴収_特別徴収義務者コード、92.仮徴収_義務者名称、93.仮徴収_年金支給額、94.本徴収_年金名称、95.本徴収_特別徴収義務者コード、96.本徴収_義務者名称、97.本徴収_年金支給額、98.介護_所得割算定基礎額、99.介護_所得割額、100.介護_資産割算定基礎額、101.介護_資産割額、102.介護_均等割人数、103.介護_均等割額、104.介護_平等割額、105.介護_算出額、106.介護_軽減均等割額、107.介護_軽減平等割額、108.介護_減免額、109.介護_算定額、110.介護_限度超過額、111.介護_年間保険税額、112.介護_合計分増減調整額、127.介護_一般分増減調整額、128.介護_退増減調整額、129.介護_合計決定保険税額、130.介護_一般分決定保険税額、131.介護_退職者分決定保険税額、132.介護_失業者該当非該当フラグ、133.介護_失業者軽減区分、134.介護_失業者所得割算定基礎額、135.介護_失業者所得割額、136.介護_失業者算出額、137.介護_失業者算定額、138.介護_失業者限度超過額、139.介護_失業者切り捨て端数額、140.介護_失業者年間保険税、141.介護_失業者退職所得割算定基礎額、142.介護_失業者退職所得割額、143.介護_失業者退職算出額、144.介護_失業者退職算定額、145.介護_失業者退職限度超過額、146.介護_失業者退職切り捨て端数額、147.介護_失業者退職年間保険税、148.介護_失業者合計分増減調整額、149.介護_失業者一般分増減調整額、150.介護_失業者退職者分増減調整額、151.介護_失業者合計決定保険税額、152.介護_失業者一般分決定保険税額、153.介護_失業者退職者分決定保険税額、154.支援金_所得割算定基礎額、155.支援金_所得割額、156.支援金_資産割算定基礎額、157.支援金_資産割額、158.支援金_均等割人数、159.支援金_均等割額、160.支援金_平等割額、161.支援金_算出額、162.支援金_軽減均等割額、163.支援金_軽減平等割額、164.支援金_条例減免額、165.支援金_減免額、166.支援金_算定額、167.支援金_限度超過額、168.支援金_年間保険税額、169.支援金_退職所得割算定基礎額、170.支援金_退職所得割額、171.支援金_退職資産割算定基礎額、172.支援金_退職資産割額、173.支援金_退職均等割人数、174.支援金_退職均等割額、175.支援金_退職平等割額、176.支援金_退職算出額、177.支援金_退職軽減均等割額、178.支援金_退職軽減平等割額、179.支援金_条例減免額退職、180.支援金_退職減免額、181.支援金_退職算定額、182.支援金_退職限度超過額、183.支援金_退職年間保険税額、184.支援金_合計分増減調整額、185.支援金_一般分増減調整額、186.支援金_退増減調整額、187.支援金_合計決定保険税額、188.支援金_一般分決定保険税額、189.支援金_退職者分決定保険税額、190.支援金_失業者該当非該当フラグ、191.支援金_失業者軽減区分、192.支援金_失業者所得割算定基礎額、193.支援金_失業者所得割額、194.支援金_失業者算出額、195.支援金_失業者算定額、196.支援金_失業者限度超過額、197.支援金_失業者切り捨て端数額、198.支援金_失業者年間保険税、199.支援金_失業者退職所得割算定基礎額、200.支援金_失業者退職所得割額、201.支援金_失業者退職算出額、202.支援金_失業者退職算定額、203.支援金_失業者退職限度超過額、204.支援金_失業者退職切り捨て端数額、205.支援金_失業者退職年間保険税、206.支援金_失業者合計分増減調整額、207.支援金_失業者一般分増減調整額、208.支援金_失業者退職者分増減調整額、209.支援金_失業者合計決定保険税額、210.支援金_失業者一般分決定保険税額、211.支援金_失業者退職者分決定保険税額、212.支援金_子ども軽減均等割人数、213.支援金_子ども軽減均等割額、214.支援金_退職子ども軽減均等割人数、215.支援金_退職子ども軽減均等割額、216.医療_期別01期調定額、217.医療_期別02期調定額、218.医療_期別03期調定額、219.医療_期別04期調定額、220.医療_期別05期調定額、221.医療_期別06期調定額、222.医療_期別07期調定額、223.医療_期別08期調定額、224.医療_期別09期調定額、225.医療_期別10期調定額、226.医療_期別11期調定額、227.医療_期別12期調定額、228.医療_期別13期調定額、229.医療_期別特01期調定額、230.医療_期別特02期調定額、231.医療_期別特03期調定額、232.医療_期別特04期調定額、233.医療_期別特05期調定額、234.医療_期別特06期調定額、235.医療_退職01期期別調定額、236.医療_退職02期期別調定額、237.医療_退職03期期別調定額、238.医療_退職04期期別調定額、239.医療_退職05期期別調定額、240.医療_退職06期期別調定額、241.医療_退職07期期別調定額、242.医療_退職08期期別調定額、243.医療_退職09期期別調定額、244.医療_退職10期期別調定額、245.医療_退職11期期別調定額、246.医療_退職12期期別調定額、247.医療_退職13期期別調定額、248.医療_退職特01期期別調定額、249.医療_退職特02期期別調定額、250.医療_退職特03期期別調定額、251.医療_退職特04期期別調定額、252.医療_退職特05期期別調定額、253.医療_退職特06期期別調定額、254.介護_期別01期調定額、255.介護_期別02期調定額、256.介護_期別03期調定額、257.介護_期別04期調定額、258.介護_期別05期調定額、259.介護_期別06期調定額、260.介護_期別07期調定額、261.介護_期別08期調定額、262.介護_期別09期調定額、263.介護_期別10期調定額、264.介護_期別11期調定額、265.介護_期別12期調定額、266.介護_期別13期調定額、267.介護_期別特01期調定額、268.介護_期別特02期調定額、269.介護_期別特03期調定額、270.介護_期別特04期調定額、271.介護_期別特05期調定額、272.介護_期別特06期調定額、273.介護_退職01期期別調定額、274.介護_退職02期期別調定額、275.介護_退職03期期別調定額、276.介護_退職04期期別調定額、277.介護_退職05期期別調定額、278.介護_退職06期期別調定額、279.介護_退職07期期別調定額、280.介護_退職08期期別調定額、281.介護_退職09期期別調定額、282.介護_退職10期期別調定額、283.介護_退職11期期別調定額、284.介護_退職12期期別調定額、285.介護_退職13期期別調定額、286.介護_退職特01期期別調定額、287.介護_退職特02期期別調定額、288.介護_退職特03期期別調定額、289.介護_退職特04期期別調定額、290.介護_退職特05期期別調定額、291.介護_退職特06期期別調定額、292.支援金_期別01期調定額、293.支援金_期別02期調定額、294.支援金_期別03期調定額、295.支援金_期別04期調定額、296.支援金_期別05期調定額、297.支援金_期別06期調定額、298.支援金_期別07期調定額、299.支援金_期別08期調定額、300.支援金_期別09期調定額、301.支援金_期別10期調定額、302.支援金_期別11期調定額、303.支援金_期別12期調定額、304.支援金_期別13期調定額、305.支援金_期別特01期調定額、306.支援金_期別特02期調定額、307.支援金_期別特03期調定額、308.支援金_期別特04期調定額、309.支援金_期別特05期調定額、310.支援金_期別特06期調定額、311.支援金_退職01期期別調定額、312.支援金_退職02期期別調定額、313.支援金_退職03期期別調定額、314.支援金_退職04期期別調定額、315.支援金_退職05期期別調定額、316.支援金_退職06

期別調定額、317.支援金_退職07期別調定額、318.支援金_退職08期別調定額、319.支援金_退職09期別調定額、320.支援金_退職10期別調定額、321.支援金_退職11期別調定額、322.支援金_退職12期別調定額、323.支援金_退職13期別調定額、324

退職17期別調定額、321.支援金_退職17期別調定額、322.支援金_退職17期別調定額、323.支援金_退職17期別調定額、324.支援金_退職特01期別調定額、325.支援金_退職特02期別調定額、326.支援金_退職特03期別調定額、327.支援金_退職特04期別調定額、328.支援金_退職特05期別調定額、329.支援金_退職特06期別調定額、330.4/1時点_世帯区分、331.4/1時点_世帯区分コード短名称、332.4/1時点_被保数、333.4/1時点_退職区分コード、334.4/1時点_退職区分コード短名称、335.4/1時点_退職被保数、336.4/1時点_軽減区分、337.4/1時点_単身世帯軽減区分、338.4/1時点_単身世帯軽減区分コード短名称、339.4/1時点_旧国保被保数、340.4/1時点_旧被扶養者数、341.4/1時点_介護区分、342.4/1時点_介護区分コード短名称、343.4/1時点_介護被保数、344.4/1時点_介護退職区分、345.4/1時点_介護退職区分コード短名称、346.4/1時点_介護退職被保数、347.4/1時点_子ども軽減均等割人数、348.4月分_世帯区分、349.4月分_世帯区分コード短名称、350.4月分_被保数、351.4月分_退職区分コード、352.4月分_退職区分コード短名称、353.4月分_退職被保数、354.4月分_軽減区分、355.4月分_単身世帯軽減区分、356.4月分_単身世帯軽減区分コード短名称、357.4月分_旧国保被保数、358.4月分_旧被扶養者数、359.4月分_介護区分、360.4月分_介護区分コード短名称、361.4月分_介護被保数、362.4月分_介護退職区分、363.4月分_介護退職区分コード短名称、364.4月分_介護退職被保数、365.4月分_子ども軽減均等割人数、366.5月分_世帯区分、367.5月分_世帯区分コード短名称、368.5月分_被保数、369.5月分_退職区分コード、370.5月分_退職区分コード短名称、371.5月分_退職被保数、372.5月分_軽減区分、373.5月分_単身世帯軽減区分、374.5月分_単身世帯軽減区分コード短名称、375.5月分_旧国保被保数、376.5月分_旧被扶養者数、377.5月分_介護区分、378.5月分_介護区分コード短名称、379.5月分_介護被保数、380.5月分_介護退職区分、381.5月分_介護退職区分コード短名称、382.5月分_介護退職被保数、383.5月分_子ども軽減均等割人数、384.6月分_世帯区分、385.6月分_世帯区分コード短名称、386.6月分_被保数、387.6月分_退職区分コード、388.6月分_退職区分コード短名称、389.6月分_退職被保数、390.6月分_軽減区分、391.6月分_単身世帯軽減区分、392.6月分_単身世帯軽減区分コード短名称、393.6月分_旧国保被保数、394.6月分_旧被扶養者数、395.6月分_介護区分、396.6月分_介護区分コード短名称、397.6月分_介護被保数、398.6月分_介護退職区分、399.6月分_介護退職区分コード短名称、400.6月分_介護退職被保数、401.6月分_子ども軽減均等割人数、402.7月分_世帯区分、403.7月分_世帯区分コード短名称、404.7月分_被保数、405.7月分_退職区分コード、406.7月分_退職区分コード短名称、407.7月分_退職被保数、408.7月分_軽減区分、409.7月分_単身世帯軽減区分、410.7月分_単身世帯軽減区分コード短名称、411.7月分_旧国保被保数、412.7月分_旧被扶養者数、413.7月分_介護区分、414.7月分_介護区分コード短名称、415.7月分_介護被保数、416.7月分_介護退職区分、417.7月分_介護退職区分コード短名称、418.7月分_介護退職被保数、419.7月分_子ども軽減均等割人数、420.8月分_世帯区分、421.8月分_世帯区分コード短名称、422.8月分_被保数、423.8月分_退職区分コード、424.8月分_退職区分コード短名称、425.8月分_退職被保数、426.8月分_軽減区分、427.8月分_単身世帯軽減区分、428.8月分_単身世帯軽減区分コード短名称、429.8月分_旧国保被保数、430.8月分_旧被扶養者数、431.8月分_介護区分、432.8月分_介護区分コード短名称、433.8月分_介護被保数、434.8月分_介護退職区分、435.8月分_介護退職区分コード短名称、436.8月分_介護退職被保数、437.8月分_子ども軽減均等割人数、438.9月分_世帯区分、439.9月分_世帯区分コード短名称、440.9月分_被保数、441.9月分_退職区分コード、442.9月分_退職区分コード短名称、443.9月分_退職被保数、444.9月分_軽減区分、445.9月分_単身世帯軽減区分、446.9月分_単身世帯軽減区分コード短名称、447.9月分_旧国保被保数、448.9月分_旧被扶養者数、449.9月分_介護区分、450.9月分_介護区分コード短名称、451.9月分_介護被保数、452.9月分_介護退職区分、453.9月分_介護退職区分コード短名称、454.9月分_介護退職被保数、455.9月分_子ども軽減均等割人数、456.10月分_世帯区分、457.10月分_世帯区分コード短名称、458.10月分_被保数、459.10月分_退職区分コード、460.10月分_退職区分コード短名称、461.10月分_退職被保数、462.10月分_軽減区分、463.10月分_単身世帯軽減区分、464.10月分_単身世帯軽減区分コード短名称、465.10月分_旧国保被保数、466.10月分_旧被扶養者数、467.10月分_介護区分、468.10月分_介護区分コード短名称、469.10月分_介護被保数、470.10月分_介護退職区分、471.10月分_介護退職区分コード短名称、472.10月分_介護退職被保数、473.10月分_子ども軽減均等割人数、474.11月分_世帯区分、475.11月分_世帯区分コード短名称、476.11月分_被保数、477.11月分_退職区分コード、478.11月分_退職区分コード短名称、479.11月分_退職被保数、480.11月分_軽減区分、481.11月分_単身世帯軽減区分、482.11月分_単身世帯軽減区分コード短名称、483.11月分_旧国保被保数、484.11月分_旧被扶養者数、485.11月分_介護区分、486.11月分_介護区分コード短名称、487.11月分_介護被保数、488.11月分_介護退職区分、489.11月分_介護退職区分コード短名称、490.11月分_介護退職被保数、491.11月分_子ども軽減均等割人数、492.12月分_世帯区分、493.12月分_世帯区分コード短名称、494.12月分_被保数、495.12月分_退職区分コード、496.12月分_退職区分コード短名称、497.12月分_退職被保数、498.12月分_軽減区分、499.12月分_単身世帯軽減区分、500.12月分_単身世帯軽減区分コード短名称、501.12月分_旧国保被保数、502.12月分_旧被扶養者数、503.12月分_介護区分、504.12月分_介護区分コード短名称、505.12月分_介護被保数、506.12月分_介護退職区分、507.12月分_介護退職区分コード短名称、508.12月分_介護退職被保数、509.12月分_子ども軽減均等割人数、510.1月分_世帯区分、511.1月分_世帯区分コード短名称、512.1月分_被保数、513.1月分_退職区分コード、514.1月分_退職区分コード短名称、515.1月分_退職被保数、516.1月分_軽減区分、517.1月分_単身世帯軽減区分、518.1月分_単身世帯軽減区分コード短名称、519.1月分_旧国保被保数、520.1月分_旧被扶養者数、521.1月分_介護区分、522.1月分_介護区分コード短名称、523.1月分_介護被保数、524.1月分_介護退職区分、525.1月分_介護退職区分コード短名称、526.1月分_介護退職被保数、527.1月分_子ども軽減均等割人数、528.2月分_世帯区分、529.2月分_世帯区分コード短名称、530.2月分_被保数、531.2月分_退職区分コード、532.2月分_退職区分コード短名称、533.2月分_退職被保数、534.2月分_軽減区分、535.2月分_単身世帯軽減区分、536.2月分_単身世帯軽減区分コード短名称、537.2月分_旧国保被保数、538.2月分_旧被扶養者数、539.2月分_介護区分、540.2月分_介護区分コード短名称、541.2月分_介護被保数、542.2月分_介護退職区分、543.2月分_介護退職区分コード短名称、544.2月分_介護退職被保数、545.2月分_子ども軽減均等割人数、546.3月分_世帯区分、547.3月分_世帯区分コード短名称、548.3月分_被保数、549.3月分_退職区分コード、550.3月分_退職区分コード短名称、551.3月分_退職被保数、552.3月分_軽減区分、553.3月分_単身世帯軽減区分、554.3月分_単身世帯軽減区分コード短名称、555.3月分_旧国保被保数、556.3月分_旧被扶養者数、557.3月分_介護区分、558.3月分_介護区分コード短名称、559.3月分_介護被保数、560.3月分_介護退職区分、561.3月分_介護退職区分コード短名称、562.3月分_介護退職被保数、563.3月分_子ども軽減均等割人数、564.住民区分、565.住民区分名称、566.個人法人区分、567.世帯番号、568.編集済氏名漢字、569.編集済氏名カナ、570.現住所郵便番号、571.現住所コード、572.現住所県名付加区分、573.現住所、574.現住所地番、575.現住所方書漢字、576.転入前住所郵便番号、577.転入前住所コード、578.転入前住所、579.転入前住所地番、580.転入前住所方書漢字、581.宛名郵便番号、582.宛名住所コード、583.宛名県名付加区分、584.宛名住所、585.宛名地番、586.宛名方書漢字、587.宛名地番数値1、588.宛名地番数値2、589.宛名地番数値3、590.生年月日、591.性別区分、592.性別区分コード短名称、593.宛名行政区コード、594.宛名消除区分

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名							
(1)国民健康保険情報ファイル							
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）							
リスク： 目的外の入手が行われるリスク							
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・届出窓口において届出内容や本人確認書類の確認を厳格に行うことで、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 ・届出書をシステムへ入力後、異動届とシステムの入力内容を照合し、確認を行う。 						
リスクへの対策は十分か	[十分である] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="text-align: center;"><選択肢></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 特に力を入れている</td> <td style="text-align: center;">2) 十分である</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3) 課題が残されている</td> <td></td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 特に力を入れている	2) 十分である	3) 課題が残されている	
<選択肢>							
1) 特に力を入れている	2) 十分である						
3) 課題が残されている							
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置							
3. 特定個人情報の使用							
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク							
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号を利用する必要がある職員を特定している。 ・職員ごとに、個人番号の利用が可能な端末を特定し、利用可能な端末以外では、システム上で個人番号を取り扱うことができないようにしている。 ・申請書等については、必要な情報のみ記載する様式とする。 						
リスクへの対策は十分か	[十分である] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="text-align: center;"><選択肢></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 特に力を入れている</td> <td style="text-align: center;">2) 十分である</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3) 課題が残されている</td> <td></td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 特に力を入れている	2) 十分である	3) 課題が残されている	
<選択肢>							
1) 特に力を入れている	2) 十分である						
3) 課題が残されている							
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク							
ユーザ認証の管理	[行っている] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="text-align: center;"><選択肢></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 行っている</td> <td style="text-align: center;">2) 行っていない</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 行っている	2) 行っていない		
<選択肢>							
1) 行っている	2) 行っていない						
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号を利用する必要がある職員を特定し、個人番号利用権限を発行する予定である。 ・職員ごとに、個人番号の利用が可能な端末を特定し、利用可能な端末以外では、システム上で個人番号を取り扱うことができないようにする予定である。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。 						
その他の措置の内容	ログイン記録、操作ログについては、情報管理部署において記録・管理されている。						
リスクへの対策は十分か	[十分である] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="text-align: center;"><選択肢></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 特に力を入れている</td> <td style="text-align: center;">2) 十分である</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3) 課題が残されている</td> <td></td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 特に力を入れている	2) 十分である	3) 課題が残されている	
<選択肢>							
1) 特に力を入れている	2) 十分である						
3) 課題が残されている							
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置							
<ul style="list-style-type: none"> ・庁内ネットワークに接続する際には、端末認証を実施し外部から持ち込んだ端末のネットワーク接続は不可としている。 ・システム操作の際には、ICカード認証とパスワード入力による認証を二重に実施している。 ・端末はスクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり特定個人情報を表示させない。 ・スクリーンセーバの解除は、再度パスワードの入力が必要となる。 ・特定個人情報が表示された画面のハードコピーの取得は、事務処理に必要な範囲にとどめる。 ・外部記憶媒体にアクセス可能な端末を制限し、また、アクセスを許可した端末においても出力ログを取るなどして安易に情報を持ち出せない仕組みを構築している。 ・従来の個人情報ファイルへのアクセスログと、特定個人情報ファイルへのアクセスログを明確に区別して記録する。 							

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<p>特定個人情報を含むすべてのデータに対して、以下のことを契約書に明記している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務上知り得た情報を善管注意義務をもって秘密に保持しなければならない。 ・業務上知り得た情報を契約の目的以外の目的に使用し、または許可なく第三者に提供してはならない。 ・業務上知り得た情報を契約の目的に必要な範囲外では、許可なく複製してはならない。 ・業務上知り得た情報(複製物を含む)について、契約の目的が終了した場合、または市から要求した場合には、速やかに破棄または返還しなければならない。 ・契約に違反することにより損害を被った場合、損害賠償を委託先に求めることができる。 <p>その他本市の情報セキュリティポリシーの遵守、運用に携わる要員に対するセキュリティ教育、セキュリティの遵守状況の定期的な報告を規定している。</p>	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	業務の処理において、第三者への一括委任または一括下請負を禁止している。業務の一部を再委託する場合でも通常の委託と同様の措置を義務付けている。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[O] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口において届出内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手防止に努める。 ・申請書等については、必要な情報のみ記載する様式とする。 ・申請書等の記載時において、本人以外の情報を誤って記載することがないように記載要領を充実するとともに、記載指導により本人以外の情報を記載させないようにする。また、受付時に余白等に必要のない情報が記載されていないかを確認する。 		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<MICJET番号連携サーバーにおける措置> ・団体内統合宛名システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録を実施することにより不正な提供等を防止する。 <MICJET番号連携サーバーにおける措置> ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<不適切な方法で入手が行われるリスク> ・申請等の際、特定個人情報を後期高齢者医療保険に関する事務に利用する旨の説明を十分に行う。 ・申請書等に利用目的を明記する。			
<入手した特定個人情報が不正確であるリスク> ・窓口において、対面で身分証明書(個人番号カード若しくは通知カードと法令に定められた身分証明書の組み合わせ)の提示を受け、本人確認を行う。 ・個人番号カード(若しくは通知カードと法令に定められた身分証明書の組み合わせ)がない場合には、統合端末により本人確認情報と個人番号の対応付けの確認を行う。			
<入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク> ・受領した申請書等については、鍵のかかる保管庫に保管し、厳重に管理する。 ・庁内におけるシステム間連携については、外部ネットワークから遮断された独自のネットワークで運用する。 ・ウイルス対策ソフト(自動アップデート)、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保する。 ・媒体による電子情報の入手の際は、パスワード保護を実施し、授受簿によって受渡しの管理を行う。 ・媒体は、権限を付与された最小限の職員だけが取り扱うように限定する。 ・媒体に保存する情報については、作業が終わる都度速やかに情報を消去する。 ・保管する必要がない媒体は物理的に破壊し破棄する。 ・システムへのログイン時には職員認証の他に、ログインを実施した職員・時刻・操作内容の記録が実施されるため、その抑止効果として、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。			

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p><本市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・全職員を対象とした情報セキュリティ研修や担当課を対象とした特定個人情報セキュリティ研修をを毎年度実施し、個人情報の取扱いを含めた情報セキュリティに関する基礎的な知識の習得及び情報セキュリティに対する意識の向上を図っている。 ・新規採用職員を対象としたセキュリティ研修を毎年実施している。 ・職員の知識の向上を目的とした情報リテラシー研修を毎年度おこない、職員のレベルアップを図っている。 <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバ・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている 	
10. その他のリスク対策		
<p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。 		

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	総務部 総務課 住所: 飯塚市新立岩5番5号 電話番号: 0948-22-5500
②請求方法	本人確認書類の提示及び指定様式による請求書の提出により請求する。
③法令による特別の手続	-
④個人情報ファイル簿への不記載等	-
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	市民環境部 医療保険課 住所: 飯塚市新立岩5番5号 電話番号: 0948-22-5500
②対応方法	・問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。 ・情報漏えい等の重大な事案に関する問い合わせについて、規定に定められた担当部署に速やかに連絡し、協議のうえ対応する。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和5年8月10日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

